

平成 12 年 1 月 28 日 制 定（航空第 35 号）  
令和 7 年 6 月 30 日 最終改正（国官参航安第 262 号）

航 空 局 長

### 指定本邦航空運送事業者の指定要領

#### （目的）

第 1 条 この要領は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 72 条第 5 項の規定により行う指定本邦航空運送事業者の指定に関する具体的手続き等を定めることを目的とする。

#### （申請）

第 2 条 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 164 条の 4 第 1 項第 3 号の規定により、その他参考となる事項として申請書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保有し、又は借用する訓練のための施設の概要

二 保有し、又は借用する航空機の型式

三 最近 1 年間における次に掲げる事項

イ 訓練及び審査の記録

ロ 所属する操縦士の技能証明の受験結果

ハ 所属する機長の法第 72 条第 1 項の認定及び同条第 2 項の審査の結果

四 航空機の運航の実態に係る分析に基づき、機長候補者及び査察操縦士候補者が習得すべき能力を明らかにした上で、当該航空運送事業者における訓練並びに法第 72 条第 5 項の認定及び第 6 項の審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な訓練方法並びに同条第 5 項の認定及び第 6 項の審査の実施方法を定める場合（以下当該訓練方法及び実施方法を「CBTA プログラム」という。）には、その旨及び対象とする航空機の型式

五 航空機の型式ごとに必要な査察操縦士の数及びその算定根拠

六 書面審査及び実地審査の実施希望時期

#### （書面審査及び実地審査）

第 3 条 指定本邦航空運送事業者の指定のための審査は、書面審査及び実地審査により行うものとする。

2. 前項の書面審査は、申請書に添付された訓練及び審査規程に記載された内容が、規則第 164 条の 5 各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
3. 第 1 項の実地審査は、首席運航審査官が指定した日に、申請者の訓練のための施設等において、機長候補者、査察操縦士候補者の選定、訓練及び審査が規則第 164 条の 5 各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
4. 前項の実地審査における基準への適合性の判定については、前条第 3 号の実績を勘案して行うものとする。

#### （指定及び通知）

第4条 書面審査及び実地審査の結果、申請者が規則第164条の5各号に掲げる基準に適合すると認められたときは、指定本邦航空運送事業者として指定を行い、申請者にその旨を通知書により通知するものとする。

(機長の範囲)

第5条 法第72条第5項の国土交通大臣の指定する範囲内の機長は、指定本邦航空運送事業者に所属する者とする。

(訓練及び審査規程の変更の承認)

第6条 規則第164条の14の規定により、指定本邦航空運送事業者が訓練及び審査規程の変更について国土交通大臣の承認を受けなければならない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 規則第164条の6の規定により準用する規則第164条第2項ただし書きに基づき、審査の一部を省略した実施方法を定めようとする場合
  - 二 複数の指定本邦航空運送事業者における機長又は査察操縦士の兼任を行おうとする場合
  - 三 複数の類似した型式の航空機の運航を行おうとする場合
  - 四 CBTAプログラムによる機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練方法並びに法第72条第5項の認定及び第6項の審査の実施方法を定めようとする場合
  - 五 CBTAプログラムに係る訓練方法又は法第72条第5項の認定若しくは第6項の審査の実施方法を変更しようとする場合
2. 第3条第1項から第3項の規定は、前項の承認に係る審査について準用する。
  3. 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、第4条中「指定本邦航空運送事業者として指定を行い」とあるのは「訓練及び審査規程の変更の承認を行い」と読み替えるものとする。

(立入検査)

第7条 指定本邦航空運送事業者の訓練及び審査の体制については、法第134条の規定に基づき、原則として一年に一回以上隨時、当該事業者の訓練及び審査のための施設等に立ち入って、規則第164条の5各号に掲げる基準に適合することを確認するものとする。

(臨時立入検査)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、臨時に指定本邦航空運送事業者への立入検査を行うことができるものとする。

- 一 当該事業者に係る航空事故等が発生した場合であって、当該事業者の訓練及び審査の体制について疑義が生じた場合
- 二 当該事業者の訓練及び審査の体制に重要な変更があった場合
- 三 前各号の他航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めた場合

(指定の取消し等)

第9条 第7条又は前条の立入検査の結果、当該事業者が規則第164条の5各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めた場合又は規則第164条の4第2項の規定により添付される訓練及び審査規程に従っていないと認められた場合には、法第72条第11項の規定により、指定の取消し等を行うことができるものとする。

(雑則)

第 10 条 この要領を実施するために必要な細目的事項については、航空安全推進室長が別に定める。

第 11 条 本要領に定める指定本邦航空運送事業者の指定に関する手続において、本要領に定める手続と同等の信頼性を有するものとして航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める場合には、本要領によらずに手続を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日)

1 この要領は、平成 20 年 9 月 30 日から適用する。

2 この要領の適用の際、現に指定を受けている指定本邦航空運送事業者は、改正後の第 2 条第 2 号の規程により社内機長認定を行うものとして申請をし、指定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 27 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 11 月 15 日から適用する。

2 この要領の適用の際、現に指定を受けている指定本邦航空運送事業者は、改正後の第 2 条第 2 号の規定により、現に指定を受けている機長の範囲について社内機長認定を行うかどうかの別について申請し、指定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 23 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 10 月 23 日 国官参事第 558 号)

1. この要領は、令和 2 年 10 月 23 日から適用する。

2. この要領の適用の際、現に指定本邦航空運送事業者としての指定を受けている事業者は、改正後の規定により新たに設定された範囲内の機長に対する認定を行うことができることとする。この場合において、必要な運航規程、訓練及び審査規程を変更し、認可又は承認を受けるまでは、改正前の要領に基づき指定を受けている範囲において業務を行うものとし、なお従前の例によることとする。

3. 前項の規定にかかわらず、この要領の適用の際、事業者としての体制が大幅に変更する等の理由により、規則第 164 条の 5 に掲げる基準への適合性を確認する必要であると航空事業安全室長又は地方航空局安全管理官が認める場合には、当該事業者が審査に必要な体制を有していることを、社内定期審査等における過去の審査実績等を勘案し、審査に必要な体制を有していることを確認することとする。この場合において、確認するまでの間、当該指定本邦航空運送事業者は改正前の規定により指定を受けている範囲において、法第 72 条第 5 項の認定又は第 6 項の審査を行うものとする。

附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国官参事第 826 号)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日 国官参航安第1236号）

この指針は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年6月30日 国官参航安第262号）

1. この要領は、令和7年6月30日から適用する。
2. この要領の適用の際、現に指定本邦航空運送事業者としての指定を受けている事業者は、必要な運航規程、訓練及び審査規程を変更し、認可又は承認を受けるまでは、改正前の要領に基づき指定を受けている範囲において業務を行うものとする。